

府民公募型整備事業委員会（山城広域振興局）開催要領

（趣 旨）

第1 この要領は、府民公募型整備事業（以下「整備事業」という。）における、府民公募型整備事業委員会（山城広域振興局）（以下「委員会」という。）を開催するために必要な事項を定めるものとする。

（目 的）

第2 委員会では、山城広域振興局管内における整備事業の事業箇所の採択に関する事項について意見を聴取することを目的とする。

（委 員）

第3 委員会は、乙訓地域、山城北地域、山城南地域にそれぞれ1委員会を設置することとし、各委員会の所管区域は、別表1のとおりとする。

2 委員会の委員は、別表2に掲げる者とする。

（運 営）

第4 座長又は副座長は、委員会の進行を行う。

- 2 委員がやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員の指示を受けた者が知事の承認を得て、代理出席することができる。
- 3 委員会は、必要に応じて合同で開催することができる。
- 4 委員会は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

（その他）

第5 この要領に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要領は、平成21年5月11日から施行する。

この要領は、平成22年7月14日から施行する。

この要領は、平成22年7月20日から施行する。

この要領は、平成23年8月 4日から施行する。

この要領は、平成24年7月18日から施行する。

この要領は、平成25年4月 1日から施行する。

この要領は、平成25年7月 1日から施行する。

この要領は、平成26年8月 1日から施行する。

府民公募型整備事業委員会(山城広域振興局)

別表1 委員会の所管区域

地 域	市 町 村 名
乙訓地域	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北地域	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南地域	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

別表2 委員会の委員

(敬称略)

区 分	所 属	氏名
学識経験者	京都大学大学院地球環境学堂 准教授（座長）	深町 加津枝
	立命館大学政策科学部 准教授（副座長）	桜井 政成
市町村	向日市建設産業部長	大野 勘一郎
	長岡京市建設交通部長	佐々谷 明光
	大山崎町環境事業部長	田村 聰
	宇治市政策経営部長	中上 彰
	城陽市市長公室長	吉岡 喜彦
	八幡市政策推進部長	足立 善計
	京田辺市総務部長	瀧山 茂樹
	久御山町総務部長	大塚 健司
	井手町理事兼総務課長	脇本 和弘
	宇治田原町企画・財政課企画課長	奥谷 明
山城南地域	木津川市市長公室長	尾崎 直利
	笠置町企画観光課長	山本 和宏
	和束町総務課長	中嶋 浩喜
	精華町総務部長	大植 辰治
	南山城村参事兼総務課長	山村 幸裕
京都府	山城広域振興局 企画総務部長	山口 隆
	建設部長	島田 智雄
	警察本部 交通部交通規制課長	宮路 正美
	教育庁 教育庁管理部管理課長	岩城 克己